

# 軽度者に対する福祉用具貸与の 例外給付の取扱いについて

**安城市高齢福祉課**  
**(令和3年4月1日現在)**

## 1. これまでの経緯

平成18年度介護報酬改定により、福祉用具貸与について、要支援1・要支援2及び要介護1の方は、「軽度者」となり、軽度者の状態像からは利用が想定しにくい種目である、①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、⑤床ずれ防止用具、⑥体位変換器、⑦認知症老人徘徊感知機器、⑧移動用リフト（つり具の部分を除く）の8種目について、原則として保険給付の対象としない改正が行われました。

ただし、状態像によっては、軽度者であっても例外的に福祉用具の使用が必要となる状態も想定されることから、福祉用具の必要な状態像かどうかを判断する方法として、要介護認定の認定調査結果を活用して例外給付の判断をすることになりました。

しかしながら、平成19年4月1日から認定結果では必要な状態像にあると認められない場合でも、必要な手続きを経て、市町村が確認を行えば例外給付が可能となりました。

さらに、平成24年度の制度改正により、例外給付の種目に⑨自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）が追加され、対象となる福祉用具は全部で9種目となりました。この⑨自動排泄処理装置については、要介護2及び要介護3の方についても原則として保険給付の対象外となり、例外給付を行う場合は所定の手続きが必要となります。

## 2. 福祉用具貸与種目一覧

種目	軽度者	中重度者	
	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引するものを除く）	原則、保険給付の対象外  一定の条件に該当する場合は、保険給付の対象となる。	保険給付の対象	
車いす及び車いす付属品			
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト（つり具の部分を除く）			
手すり			
スロープ	保険給付の対象		
歩行器			
歩行補助つえ			
自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引するもの）			

※自動排泄処理装置の交換部品（レシーバー、チューブ、タンク等）は貸与ではなく、福祉用具購入の対象となります。

※自動排泄処理装置の関連製品等（専用パッド、洗浄液、専用シート等）は介護保険対象外です。

### 3. 軽度者における例外給付の判断

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付を検討する場合、下表に定める状態像に当てはまっていることが前提となります。その上で、その状態像に対して利用者の直近の認定調査結果が、①判断できる項目がない、②認定調査の結果が該当している、③認定調査の結果が該当していないのいずれに当てはまるかを判断し、次ページのとおり取り扱います。

表1

種目	状態像 (厚生労働大臣が定める者のイ)	認定調査の結果 (厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果)
ア 車いす及び車いす付属品 ※(1)(2)のいずれかに該当	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「3. できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※適切なケアマネジメントで判断
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ※(1)(2)のいずれかに該当	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「3. できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器 ※(1)(2)のいずれにも該当	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1(意思の伝達) 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2~基本調査3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8~基本調査4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2(移動) 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ※(1)(2)(3)のいずれかに該当	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8(立ち上がり) 「2. できない」
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※適切なケアマネジメントで判断
カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く) ※(1)(2)のいずれにも該当	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) 「4. 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「4. 全介助」

**【①基本調査項目に該当の項目がない場合（適切なケアマネジメントにより判断する）】**

「ア 車いす及び車いす付属品」の状態像「(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）」の状態像「(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、認定結果からは判断できません。

このため、「主治の医師から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」によりケアマネジャー等が判断することになり、安城市への確認申請は不要です。（平成25年9月より廃止）

※ただし、福祉用具貸与が必要な理由を、居宅サービス計画書の総合的な援助方針欄に記載するとともに、本人の心身状態や福祉用具が必要と判断する状態像及び福祉用具種目の必要性等具体的に話し合われた内容を、サービス担当者会議の記録等に確実に記録し、保存してください。

**【②直近の認定調査票において、基本調査項目の結果が該当している場合】**

福祉用具が必要な状態像にあることが認められるため、「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」によりケアマネジャー等の判断で例外給付が可能となり、安城市への確認申請は不要です。

ケアマネジャーは、福祉用具貸与が必要な理由を、居宅サービス計画書の総合的な援助方針欄に記載するとともに、本人の心身状態や福祉用具が必要と判断する状態像及び福祉用具種目の必要性等具体的に話し合われた内容を、サービス担当者会議の記録等に確実に記録し、保存してください。

**【③直近の認定調査票において、基本調査項目の結果が該当していない場合】**

ケアマネジャーの判断で例外給付を受けることはできませんが、安城市が書面等確実な方法により確認できれば例外給付の対象となるため、算定可否確認申請書の提出が必要となります。

**【算定可否確認申請の手順】**

**①利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施**

ケアマネジャー等は、利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施により、当該利用者の状態が表2に示した（i）～（iii）の状態像に該当する可能性及び福祉用具貸与が適当かどうかを判断します。

**②医学的な所見の確認（医師への照会）**

ケアマネジャー等は、アセスメントにより福祉用具の貸与が適当と考えた場合、次のいずれかの方法により、医師の医学的な所見を照会し、表2の状態像（i）～（iii）のいずれかに該当することを確認します。

- ・ 主治医意見書により確認
- ・ 医師の診断書
- ・ 担当のケアマネジャーが医師に所見を聴取（電話・面接・FAX）

表2

<p>(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の「状態像」に該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)</p> <p>(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1の「状態像」に該当することが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化)</p> <p>(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の「状態像」に該当すると判断できる者 (例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)</p>
--

※医師に対して医学的な所見を確認する場合、単に情報提供を求めるものではなく、担当ケアマネジャー等としてのアセスメント内容及び必要と考えられる福祉用具の種目等、必要な情報を明らかにします。

<p>※注意事項</p> <p>(i)～(iii)の状態像のいずれかに該当することについて、明確に判別できる内容を記載していただくようお願い致します。</p> <p>記載例 ○「がん末期の状態悪化により短期間で起き上がりが困難な状況に至ると確実に見込まれ、福祉用具貸与の例外給付の状態像(ii)に該当する。」 ×「パーキンソン病」(診断名だけの記載) ×「ギャッジベッドが必要」(福祉用具の必要性だけの記載)</p>
--

### ③サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの実施

確認した医学的な所見を踏まえ、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具の貸与が必要であるかどうかを具体的に検討します。

福祉用具貸与が必要であると判断した場合、サービス担当者会議の記録とケアプラン(介護予防ケアプラン)にその内容と医療機関名、医師名及び医学的な所見を明記し、確認依頼申請書を作成します。

なお、利用者に対し、確認申請手続きを代行すること等について説明を行ってください。

### ④算定可否確認申請書の提出

#### 提出書類

- ①指定(介護予防)福祉用具貸与に係る算定可否確認申請書
- ②ケアプラン第1表から4表までの写し(要支援の場合はそれぞれに該当するもの)
- ③医師の診断書等の資料(資料がある場合)

### ⑤市による算定可否確認申請書の確認

提出された書類を確認し、例外給付の可否をケアマネジャーへ通知します。原則、実際の貸与については申請書を提出した日以降になります。

#### 4. 貸与の実施

- ①ケアマネジャー等は貸与可否確認申請の確認結果を居宅サービス計画書第1表の「総合的な援助の方針」の欄に記載し、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を確定します。利用者に説明した上で、同意を得て貸与に必要な情報を提供してください。
- ②ケアマネジャー等は福祉用具貸与事業所にケアプラン（介護予防ケアプラン）を交付するとともに、利用者の同意を得て、貸与に必要な情報を提供します。
- ③福祉用具貸与事業所は福祉用具サービス計画書を作成し、利用者の状態像に適した福祉用具を保険給付対象として貸与します。

#### 5. 必要性の検証

福祉用具貸与実施後、ケアマネジャー等はモニタリング（少なくとも月1回）又は介護予防ケアプランの評価（必要に応じて随時）等の手段によって、当該福祉用具の必要性を必ず見直し、その結果を記録してください。

- ・ケアマネジメントの結果、不要となれば「貸与中止」とする。
- ・「種目変更」、「貸与再開」が必要となれば、再度「算定可否確認申請」手続きを行う。

※原則、軽度者への貸与は保険給付対象外であることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもとに運用を行ってください。

